



平成 25 年 11 月 26 日

各位

会社名 株式会社ジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 澤畑 輝彦
(コード：2721、東証ジャスダック)
問合せ先 取締役管理本部長 松本 浩美
(電話 03-6430-3461)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 26 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割の実施及び単元株制度を採用することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를 100 株とするため、1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を行うと同時に、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用致します。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 12 月 31 日（火）（ただし、同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 25 年 12 月 30 日（月））を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割します。従って、株式分割により増加する株式の総数の株式分割前の発行済株式総数に対する割合は 99 となります。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式（平成 25 年 6 月 30 日現在）	15,847 株
② 今回の分割により増加する株式数	1,568,853 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	1,584,700 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	3,319,200 株

(3) 日 程

(1) 基 準 日 公 告 日	平成 25 年 12 月 16 日 (予定)
(2) 基 準 日	平成 25 年 12 月 31 日 (実質上は平成 25 年 12 月 30 日)
(3) 効 力 発 生 日	平成 26 年 1 月 1 日

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 1 月 1 日

(参考) 平成 25 年 12 月 26 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更により

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式数の増加および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づき、当社定款の一部を変更いたします。

なお、定款の変更の効力発生日は、平成 26 年 1 月 1 日となります。

(ア) 株式分割の割合に応じ、発行可能株式総数を増加させるため、現行第 6 条を変更いたします。

(イ) 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株にするため、第 6 条の 2 を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総 33,192 株とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 3,319,200 株とする。
(新設)	第 6 条の 2 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100 株とする。

以上